

質問と回答は以下のとおりです。

2026年5月15日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	14	第3条(10) Information and Communication Technology (ICT) 技術・デジタル技術の活用	「…必要な事業コンポーネントやソフトコンポーネントを検討し、プロポーザルにおいて提案すること。」について、第3条(10)はP.9のプロポーザルで提案を求め事項4つには含まれておらず、また、文面から情報収集の結果として検討した上で提案するように読み取れましたが、本プロポーザルでの提案事項となるでしょうか。	ICT・デジタル技術の活用については、ご理解の通り情報収集の上で活用可能な技術をご提案いただくことを想定しています。プロポーザルでの提案必須事項には該当しませんが、現時点で活用が想定される内容があれば記載してください。
2	14	第2章 特記仕様書(案) 【2】特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項 (9)環境社会配慮	『但し、本事業は相手国法制度に基づき、環境アセスメント (Environmental Impact Assessment, 以下「EIA」) の実施が必要となっている。EIA 及び住民移転計画 (Resettlement Action Plan, 以下「RAP」) に係る法令・手続きを確認し、JICA 環境社会ガイドラインに沿った EIA 報告書案、RAP 案(該当する場合)の作成を行う。』の要求事項では、EIA 報告書“案”、RAP “案”(該当する場合)の作成までが要求されています。この点について、本業務では、「成果品として求められているのは、JICA 環境社会ガイドラインに沿った EIA 報告書案 及び RAP 案(該当する場合)の作成であり、相手国法令に基づくEIA審査手続の実施支援や、環境当局による承認取得までの対応は、本業務の範囲には含まれない」と理解しております、もし必要であれば貴機構と追加業務として協議、という理解でよろしいでしょうか。	第4条(16)にも記載の通り、本業務では相手国の環境社会配慮に係る法令・制度の確認や、「JICA環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法、影響予測や影響評価等を広く調査いただきます。それらの調査結果も踏まえた上で、相手国環境当局から承認される水準を満たし、且つ、JICA環境社会ガイドラインに沿ったEIA報告書案・RAP案の作成を成果品としています。承認手続き自体は事業実施機関の主導の下で行いますが、申請に必要な書類の作成支援や承認当局からの要請に基づくEIA・RAP案の修正等については、本業務の範囲に含まれます。
3	32	第2章 特記仕様書(案) 【2】特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 (16)環境社会配慮に係る調査 ②住民移転計画書(RAP) 及び p.47 第6条 再委託 並びに p.56 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項、 4. 見積書作成に係る留意事項 (4)定額計上について	『用地取得・非自発的住民移転の有無を確認し、これらが生じる場合には以下について対応する。』との記載について確認させていただきたく。用地取得・非自発的住民移転の要否、対象範囲及び規模については、本業務の進捗に応じて確定されるものと理解しております。そのため、現時点でご提示いただいている環境社会配慮に係る再委託費用には、用地取得・非自発的住民移転が生じた場合に必要となる詳細調査、RAP作成支援等に係る費用は含まれておらず、業務開始後に影響の有無及び規模を確認したうえで、別途協議により業務範囲及び費用を確定する、という理解でよろしいでしょうか。	第4条(16)②住民移転計画(RAP)の”1)”に係る業務については、記載のとおり現地再委託にて実施することを認めており、詳細調査、RAP作成費用は他案件での平均的な必要経費を想定して定額計上に含めています。なお、事業内容のうち、(b)旧ジャル・カヌアナ浄水場の拡張部分に関しては既存施設と同様の用地内に建設予定のため用地取得は不要であり、その他コンポーネントについてもパキスタン側からは可能な限り公有地を利用する方針が示されていることから、現時点で大規模の用地取得・非自発的住民移転は想定されていません。今後、調査の過程において、想定を上回る規模の用地取得、非自発的住民移転が発生する場合等で経費の増額が必要となる場合は、協議の上、必要に応じて調整させていただきます。
4	39	(24)本邦企業説明会の実施	説明会の会場費用はコンサルタント負担ではないことをご確認ください。	現時点では、説明会はオンライン(もしくはJICA本部会議室)で実施することを想定しています。会場費用は準備調査の経費に含める必要はありません。
5	43	第4条 業務の内容 (29)報告書等の作成・説明等	『報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。』とありますが、特定の現地調査実施後等のタイミングで業務主任者等がJICA/パキスタン事務所を訪問することをご期待されている場合はご教示ください。加えて、現地調査においてJICA本部ミッションとコンサルタントが一部の行動を共にする場合がありますが、業務主任者等がミッションに同行しファイサラバード→イスラマバードもしくはイスラマバード→ファイサラバードの移動が期待される時期や場合が現時点で分かりましたらご教示ください。	「報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する」ことについては、特定の現地調査実施後等のタイミングで、業務主任者等が必ずJICA/パキスタン事務所を訪問することを一律に期待しているものではありません。報告書の提出状況や現地における関係機関との協議の進捗等を踏まえ、必要に応じて、対面またはオンラインを含む適切な方法・タイミングで実施されることを想定しています。 また、現地調査においてJICA本部ミッションとコンサルタントが一部の行動を共にする可能性はありますが、業務主任者等がミッションに同行し、ファイサラバード→イスラマバード間又はイスラマバード→ファイサラバード間の移動を行うことを、現時点で特定の時期や場合として想定しているものではありません。当該同行や移動の要否については、調査内容や現地状況を踏まえ、JICA本部・在外事務所とコンサルタント間で適宜協議の上、柔軟に判断することを想定しています。
6	44	第2章 特記仕様書(案) 【2】特記仕様書(案) 第5条 成果品	「本業務で作成・提出する報告書等及び数量」においては報告書が10項目となっていますが、その後の説明文ではドラフト・ファイナル・レポートが分割して記載があり、11項目となっております。表中では提出時期を分ける想定をされておりませんが、(6)ドラフト・ファイナル・レポート(環境社会配慮部分)及び(7)ドラフト・ファイナル・レポート(自然条件調査結果、概略設計結果等)を特に分冊にせず1報告書としてご提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、(6)及び(7)は1つの報告書としていただくことで問題ございません。
7	47	第2章 特記仕様書(案) 【2】特記仕様書(案) 第6条 再委託 の表 及び p.56 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項、 4. 見積書作成に係る留意事項	表中1行目の項目/対象とする経費「1. 環境社会配慮/社会状況調査」に対して、2行目の仕様/該当箇所は「第2章第4条(4)(5)」となっております。 第2章第4条(4)、(5)はそれぞれ(4)自然条件調査、現地条件調査等 及び(5)社会状況調査 となっております。第4条(16)環境社会配慮調査項目は対象が含まれておりません。 環境社会配慮にかかる項目を別出しで表記いただくことは可能でしょうか。	記載が誤っており申し訳ございません。再委託表「1. 環境社会配慮/社会状況調査」の「該当箇所」につきまして、以下のとおり修正させていただきます。 【修正前】「第2章第4条(4)(5)」 【修正後】「第2章第4条(5)社会状況調査 及び(16)環境社会配慮調査項目」(※(16)の該当箇所としてはEIAとRAP案の作成)

8	54	(6)安全管理	安全対策措置によれば事務所が安全確認を実施した滞在先に宿泊するとのことですが、ファイサラバードでの宿泊は可能でしょうか？ラホールからの日帰りをすべきでしょうか？	ファイサラバードにおいても宿泊可能な滞在先がございます。
9	54	(6)安全管理	本件の対象地域は功労金に係る保険に加入する必要があると思われませんがその経費が定額計上指示されておられないので定額計上指示をいただけますでしょうか？	コンサルタント等契約は、功労金の対象外となります。また、ご質問は、災害補償保険(戦争特約)に関するものと理解しましたが、本件対象地域は対象外となります。
10	54	(6)安全管理	移動に関しては「警察官(モバイルエスコート型)を随伴する」(武装警察官が、渡航者と別の車両に乗って随伴する。)が適用されると理解しましたが、この場合、コンサルタントは、警察官が乗車する別車両の費用も負担しなければならないでしょうか。またこの場合、その費用は定額計上指示をしていただけないでしょうか。	警察車両につきましては、パキスタン側で費用負担をします。
11	54	(6)安全管理	JICA安全対策措置(パキスタン国)(2025.1.31改訂)には、「ガイドライン上に記載がなくても、警察当局からの要請がある場合は、防弾車の利用が必要となることもある」とあります。見積は防弾車で計算すべきでしょうか？それとも、防弾車が必要になった場合は別途措置があるという理解でよいでしょうか？また、「パキスタン・イスラム共和国 安全対策マニュアル 2025年9月版」には※不要とする地域であっても、日本人5名以上で移動する場合は防弾車を必要とする場合があるので、安全班に確認すること。とありますが、調査の計画時で5名以上で移動することが想定されている場合は見積も防弾車で組む必要がありますか？	本調査の対象地域は、現在の治安状況下において基本的には防弾車の利用は不要です。防弾車を利用しない前提で見積の作成をお願いします。(今後、治安情勢が悪化した場合は協議・調整させていただきます。)
12	55	4. 見積書作成に係る留意事項 (1)報酬について	『本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。』とありますが、提案上限価格の積算においても上記の通り「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」後の報酬単価(2026年度単価)が使用されているか、恐れ入りますが念のためご確認いただけますでしょうか。	企画競争説明書に記載の上限額は、2026年度の「紛争影響国・地域における報酬単価」により積算されています。
13	57	(6)旅費(航空賃)について	業務上、イスラマバードに行く必要はありますでしょうか？	連邦政府やJICAパキスタン事務所との協議など、イスラマバードでの用務も発生する見込みです。

以上